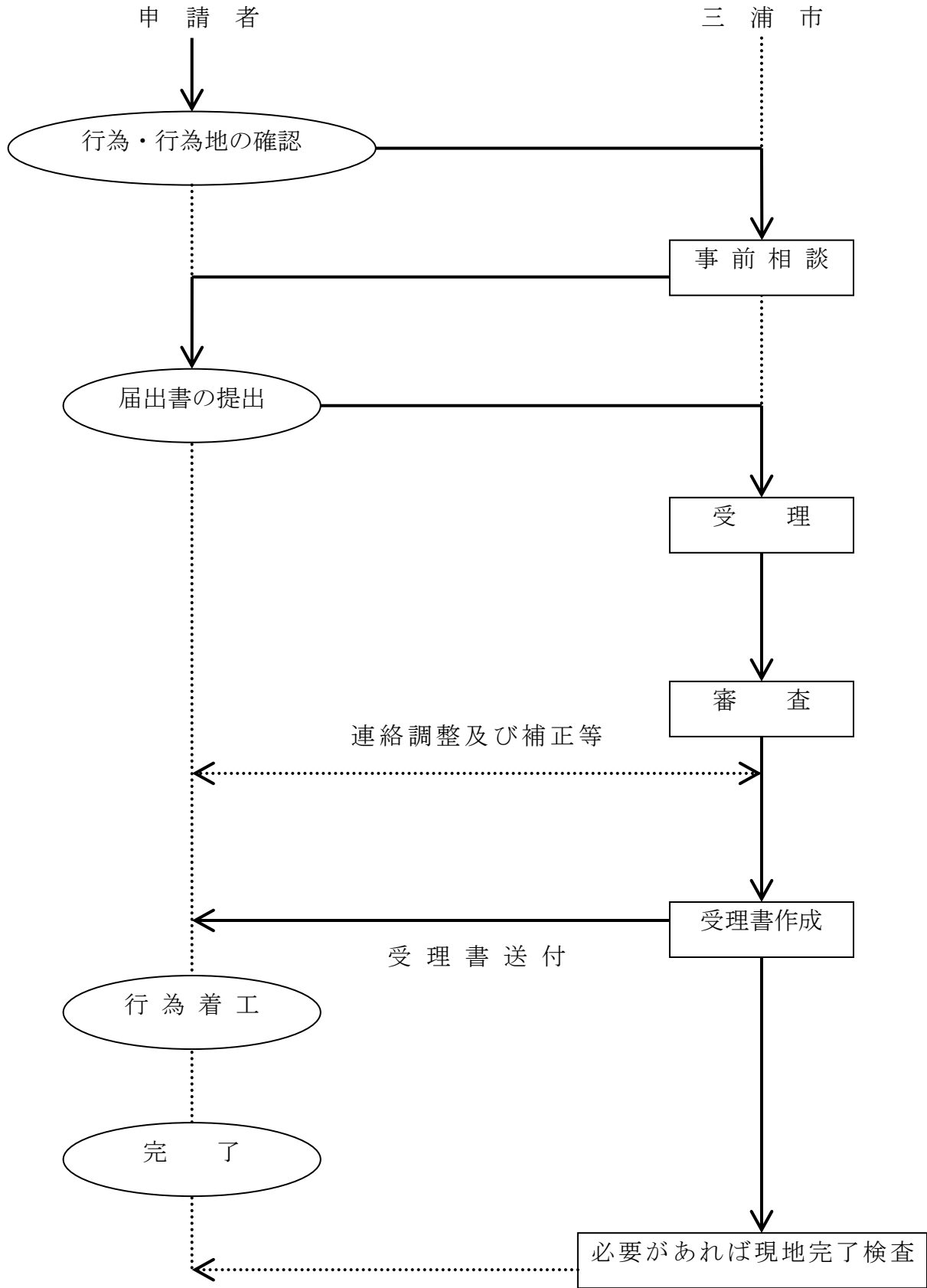


近郊緑地保全区域内行為 の届出について

三浦市都市環境部都市計画課

〒238-0298 三浦市城山町1番1号
電話046-882-1111 内線272～274
E-Mail:toshi0101@city.miura.kanagawa.jp

近郊緑地行為事務手続きの流れ



近郊緑地保全区域の届出について

1. 行為地の確認

申請行為の行なわれる土地が「**剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域、小網代近郊緑地保全区域**」内であるかどうか確認して下さい。確認には三浦都市計画図を用い、境界付近の場合は、直接都市計画課で確認して下さい。

2. 行為の確認

近郊緑地保全区域内において次の行為をするときは、首都圏近郊緑地保全法に基づき三浦市長に届出する必要があります。（法第7条第1項）

- (1) 建築物の新築、改築又は増築
- (2) 工作物の新築、改築又は増築
- (3) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) その他近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為

ただし、次の行為は、届出の必要がありません。（法第7条第4項）

◎通常の管理行為、軽易な行為のうち次の行為に該当するもの

- (1) 地下に設ける建築物及び工作物の新築、改築又は増築
- (2) 建築物の改築又は増築で、その部分の高さが5メートル以下及び床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 仮設の工作物の新築、改築又は増築
- (4) 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は掲示する屋外広告物
 - 日常生活のために必要な標識・その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- (5) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）の新築、改築又は増築でその部分の高さが20メートル以下のもの
- (6) 工作物の新築、改築又は増築でその部分の高さが5メートル以下のもの
- (7) 面積が60平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 地下における土地の形質の変更
- (9) 次に掲げる木竹の伐採
 - 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 仮植した木竹の伐採
 - 高さが15メートルを超えず、かつ、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを越えない独立木の伐採
 - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (10) 面積が60平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (11) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が60平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (12) その他次に掲げる行為
 - ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ② 建築物の存する敷地内で行う行為で、「建築物の新築、改築又は増築」「高さが5メートルを超える木竹の伐採」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの」以外の行為
 - ③ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、次に掲げるものを除いた行為
 - 建築物の新築、改築又は増築（床面積が90平方メートル以下の物置・作業小屋等を除く）
 - 幅員が2メートルを超える用水路施設、農道、林道の設置
 - 宅地の造成、土地の開墾
 - 林業以外の森林の択伐、皆伐
 - 水面の埋立て又は干拓

3. 提出図書

次の表-1, 2を参考に添付して下さい。提出図書は押印し、1部提出して下さい。

表-1

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物等）
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	平面図	縮尺（200分の1以上）
	立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺（50分の1以上）※ 立面図で高さが確認できれば、構造図は不要
	植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線並びに既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ ※ 配置図に兼ねることは可
土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物等）
	地形図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、等高線及び植生の概要
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線
	植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物等）
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び伐採木又は伐採林の位置又は区域
屋外広告物の表示又は掲出	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物等）
	平面図	縮尺（50分の1以上）
	立面図	縮尺（50分の1以上）及び色彩
	構造図	縮尺（50分の1以上）
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物等）
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線（届出行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）

* 計画書にある敷地面積、建築面積などは図面上で確認できるようにしてください。

* 配置図に壁面後退距離を記入してください。

* 植栽計画図は植栽部分を着色し、**植栽計画表**（4ページの計算例を参照）を明記してください。

（配置図と植栽図を兼ねることは可）

* 立面図は4面とし、**着色**してください。

表-2

委任状	許可申請について代理人を置いている場合
土地使用承諾書	敷地が他人の所有にかかわる場合
土量計算書	面積が60平方メートルを超える又は高さが1.5mを超える切土又は盛土を行なう場合
計画変更理由書	行為変更許可申請である場合
公図、その他	審査にあたり添付が必要と思われる場合

※ 近郊緑地保全区域内における行為の届出と、風致地区内における行為の許可申請は併願することができます。この場合、申請書に添付する図書は1部となります。